

参考資料

1 地域福祉をめぐる背景

(1) 人口・世帯の構成状況の推移

長野市（旧信州新町、旧中条村を含む。）の人口・世帯の推移について、国勢調査などの結果によると次のような特徴がわかります。

少子高齢化

総人口は、平成12年に387,911人まで増加してきてしまいましたが、平成17年には人口増加率が-0.3%と減少に転じています。

0～14歳の年少人口は、昭和55年から年々減少してきています。総人口に占める比率も昭和55年には23.3%でしたが、平成17年には14.6%まで低下しており、少子化が進展していることがわかります。

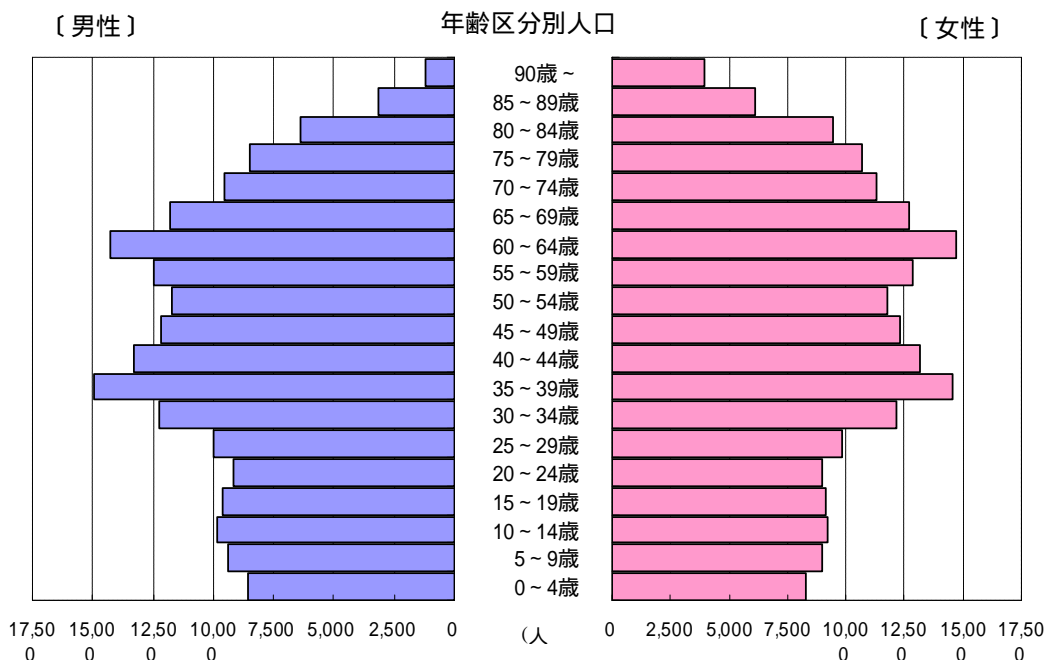
一方、65歳以上の高齢人口は、年々増加しており、平成17年には85,185人になっています。昭和55年からの25年間で約2.2倍に増えたこととなります。また、総人口に占める割合も22.0%へと上昇しており、高齢化が進展していることも顕著にみることができま

人口の推移

調査年次	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
総人口	358,173	369,023	377,261	387,359	387,911	386,572
対前回調査増加数	16,053	10,850	8,238	10,098	552	-1,339
増加率	5.6%	3.0%	2.2%	2.7%	0.1%	-0.3%
0歳～14歳人口	83,622	79,732	70,657	63,660	59,032	56,368
15歳～64歳人口	236,994	245,258	253,193	258,300	253,370	244,964
15～39歳	142,676	143,930	142,591	137,094	129,472	116,272
40～64歳	94,318	101,328	110,602	121,206	123,898	128,692
65歳以上人口	37,556	44,023	53,330	65,112	75,436	85,185
65～74歳	24,910	27,276	31,741	39,162	42,969	43,031
75歳以上	12,646	16,747	21,589	25,950	32,467	42,154
年少人口比率	23.3%	21.6%	18.7%	16.4%	15.2%	14.6%
65歳以上人口比率	10.5%	11.9%	14.1%	16.8%	19.4%	22.0%

国勢調査による数値（各年10月1日調査）

数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値
年齢不詳があるため、総数と内訳は一致しません。



住民基本台帳人口に外国人登録を加えた数(平成22年10月1日)
 数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値

世帯の変化

総世帯数は、平成17年に144,052世帯にまで増加してきていますが、1世帯あたりの平均人数は、2.68人にまで減少してきています。

また、65歳以上の高齢者のいる世帯も、平成17年には、55,435世帯となり、総世帯数の3分の1を超えています。このうち約4割が単独または夫婦の高齢者だけの世帯となっており、世帯の高齢化も進んでいます。

世帯数の推移

調査年次	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)
総世帯数	106,209	112,301	120,986	133,196	139,289	144,052
1世帯あたりの人数	3.37	3.29	3.12	2.91	2.78	2.68
65歳以上の者のいる世帯	28,338 26.7%	32,531 29.0%	37,909 31.3%	44,661 33.5%	50,425 36.2%	55,435 38.5%
単独世帯	1,957 6.9%	2,862 8.8%	4,107 10.8%	5,765 12.9%	7,764 15.4%	9,884 17.8%
夫婦世帯	3,975 14.0%	5,404 16.6%	7,260 19.2%	10,253 23.0%	12,752 25.3%	0 0.0%
同居世帯	22,406 79.1%	24,265 74.6%	24,857 65.6%	26,906 60.2%	28,163 55.9%	0 0.0%

国勢調査による数値(各年10月1日調査)

数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値

「単独世帯」: 65歳以上の世帯員が1人の世帯

「夫婦世帯」: 夫婦のみの世帯でいずれかが65歳以上の世帯

「同居世帯」: 65歳以上の世帯員がいる世帯で、「単独世帯」及び「夫婦世帯」を除く世帯

(2) 地区別にみる人口構成

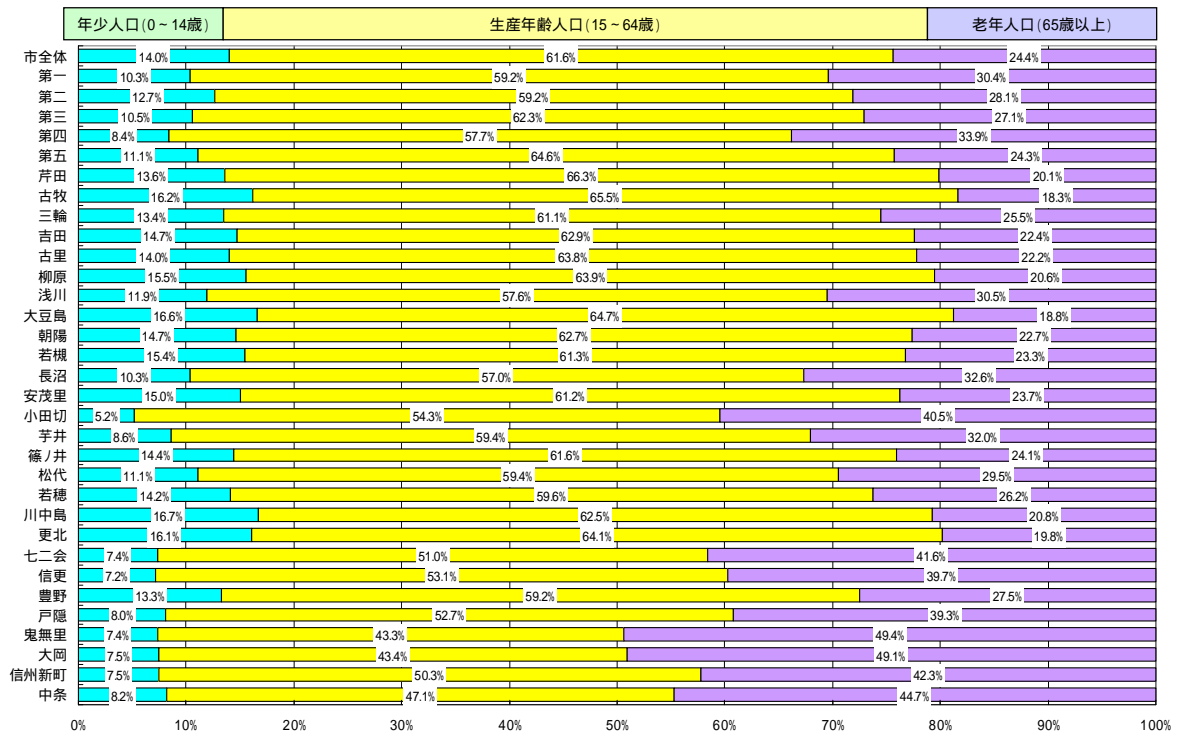
現在の長野市は、過去の合併により長野市となった旧市町村単位を基本に、市内を32地区に分けています。それぞれの地区では、総人口をはじめとして、人口構成も大きく異なっています。



地区別年齢3区分別人口

	地区名	総人口 (人)	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			(人)	構成比	(人)	構成比	(人)	構成比
1	第一	6,264	647	10.3%	3,711	59.2%	1,906	30.4%
2	第二	12,183	1,546	12.7%	7,208	59.2%	3,429	28.1%
3	第三	6,693	705	10.5%	4,173	62.3%	1,815	27.1%
4	第四	2,675	225	8.4%	1,544	57.7%	906	33.9%
5	第五	4,852	539	11.1%	3,136	64.6%	1,177	24.3%
6	芹田	26,486	3,605	13.6%	17,547	66.3%	5,334	20.1%
7	古牧	25,981	4,216	16.2%	17,008	65.5%	4,757	18.3%
8	三輪	17,551	2,360	13.4%	10,719	61.1%	4,472	25.5%
9	吉田	17,427	2,562	14.7%	10,958	62.9%	3,907	22.4%
10	古里	13,902	1,950	14.0%	8,865	63.8%	3,087	22.2%
11	柳原	7,207	1,118	15.5%	4,605	63.9%	1,484	20.6%
12	浅川	7,230	859	11.9%	4,163	57.6%	2,208	30.5%
13	大豆島	12,374	2,049	16.6%	8,004	64.7%	2,321	18.8%
14	朝陽	15,112	2,214	14.7%	9,473	62.7%	3,425	22.7%
15	若槻	20,465	3,155	15.4%	12,545	61.3%	4,765	23.3%
16	長沼	2,622	271	10.3%	1,495	57.0%	856	32.6%
17	安茂里	22,837	3,435	15.0%	13,979	61.2%	5,423	23.7%
18	小田切	1,185	62	5.2%	643	54.3%	480	40.5%
19	芋井	2,521	217	8.6%	1,497	59.4%	807	32.0%
20	篠ノ井	41,492	5,971	14.4%	25,540	61.6%	9,981	24.1%
21	松代	19,039	2,121	11.1%	11,310	59.4%	5,608	29.5%
22	若穂	13,143	1,861	14.2%	7,836	59.6%	3,446	26.2%
23	川中島	27,183	4,548	16.7%	16,993	62.5%	5,642	20.8%
24	更北	32,593	5,245	16.1%	20,883	64.1%	6,465	19.8%
25	七二会	1,959	144	7.4%	1,000	51.0%	815	41.6%
26	信更	2,594	186	7.2%	1,378	53.1%	1,030	39.7%
27	豊野	10,142	1,344	13.3%	6,005	59.2%	2,793	27.5%
28	戸隠	4,289	345	8.0%	2,260	52.7%	1,684	39.3%
29	鬼無里	1,823	134	7.4%	789	43.3%	900	49.4%
30	大岡	1,237	93	7.5%	537	43.4%	607	49.1%
31	信州新町	5,178	386	7.5%	2,604	50.3%	2,188	42.3%
32	中条	2,287	187	8.2%	1,077	47.1%	1,023	44.7%
	市全体	388,526	54,300	14.0%	239,485	61.6%	94,741	24.4%

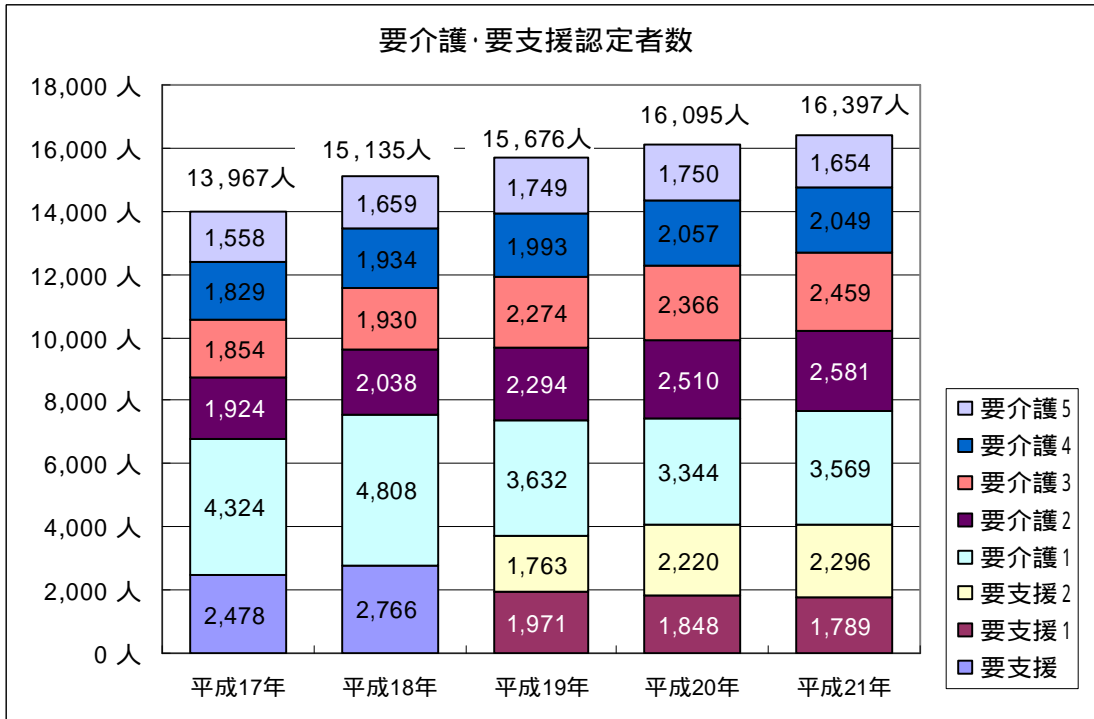
住民基本台帳人口に外国人登録を加えた数（平成 22 年 10 月 1 日）
 数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値



住民基本台帳人口に外国人登録を加えた数（平成 22 年 10 月 1 日）
 数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値

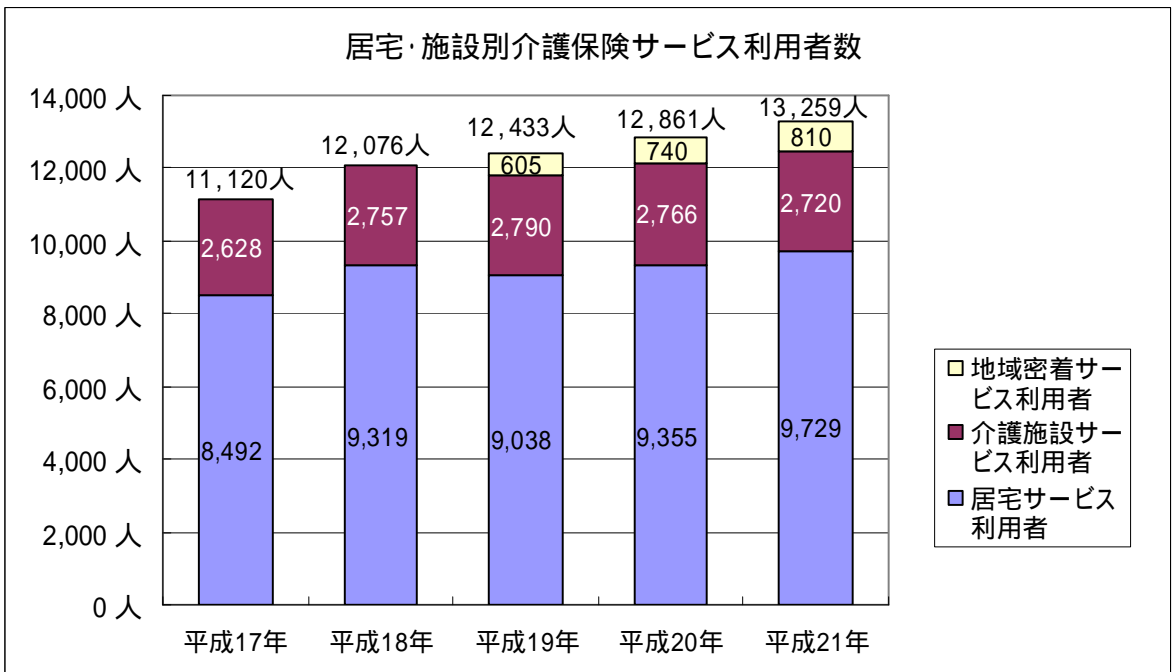
(3) 要介護・要支援認定高齢者の状況

介護保険サービスを利用するために、認定申請した高齢者等のうち、介護や支援を要すると認定されたのは、平成21年3月31日現在で16,397人（旧信州新町、旧中条村を含む。）です。その8割が介護保険サービスを利用しており、うち、約73%にあたる9,729人が居宅サービスの利用者です。



数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年3月31日現在）

老化が原因とされる病気により介護が必要であると認定された40～64歳の認定者を含みます。



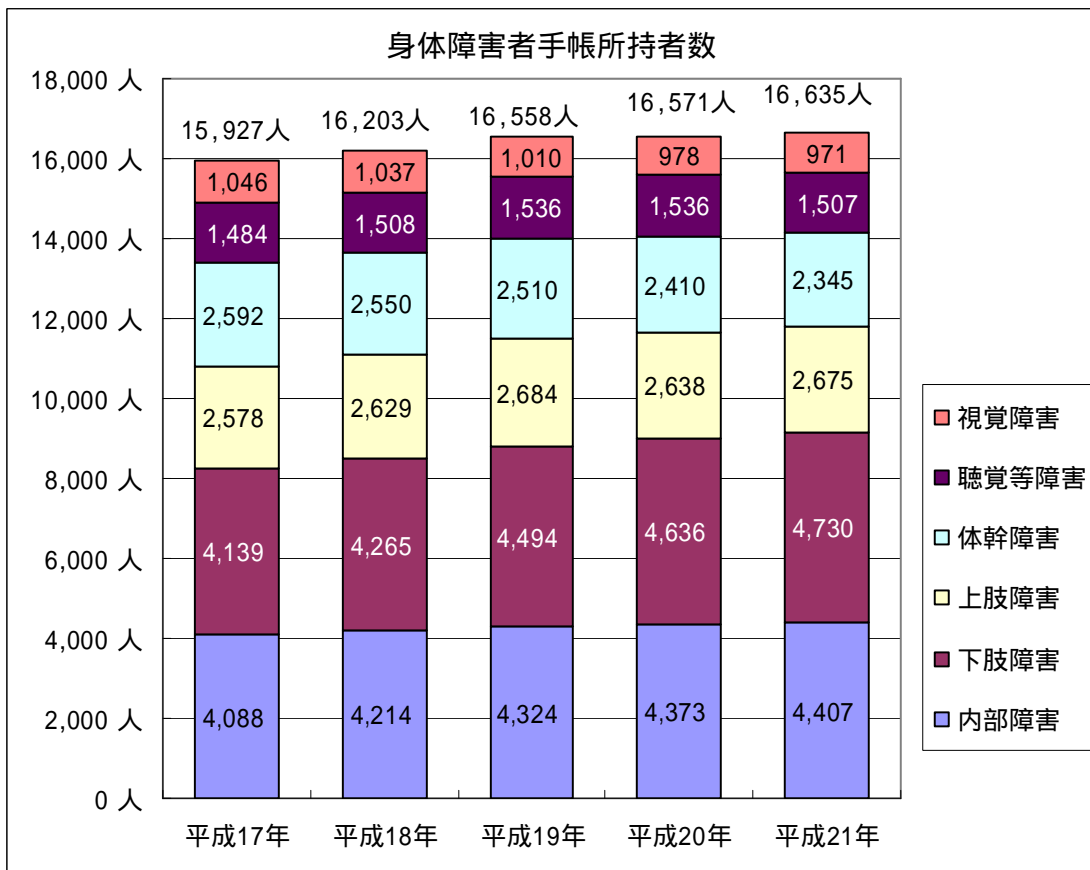
数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年3月利用者数）

老化が原因とされる病気により介護が必要であると認定された40～64歳の認定者を含みます。

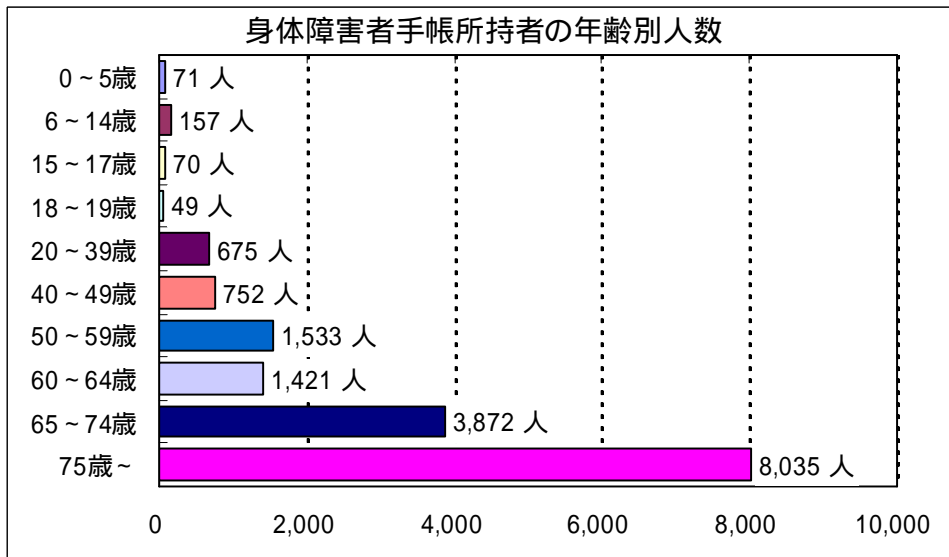
(4) 障害者の状況

身体障害者手帳の所持者から把握した身体障害者数は、平成22年3月31日現在で16,635人（旧信州新町、旧中条村を含む。以下同じ。）です。そのうち6割以上を占める11,907人が65歳以上の高齢者です。原因別では、8割を越える14,499人が後天性疾患により障害を持つようになっています。また、療育手帳所持者から把握した知的障害児・者数は、平成22年3月31日現在で2,808人、精神障害者通院治療費公費負担受給者から把握できる精神障害者は、平成22年3月31日現在で4,801人です。いずれも年々増加しています。

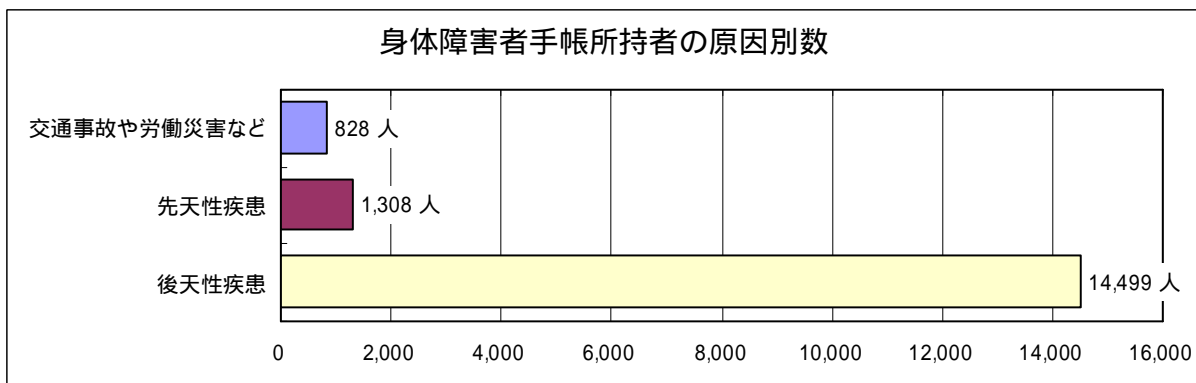
なお、これらの人数には、アスペルガー症候群、高機能自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害、高次脳機能障害のように現在の福祉制度の中で障害者手帳交付等の対象となっていない人の数は含まれていません。



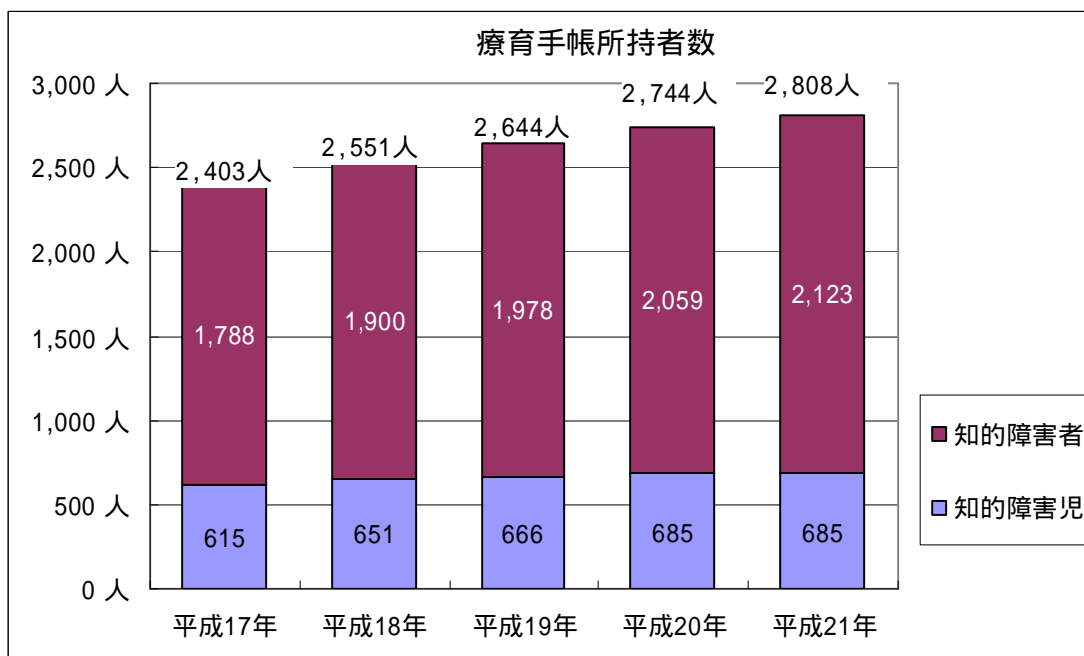
数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年3月31日現在）



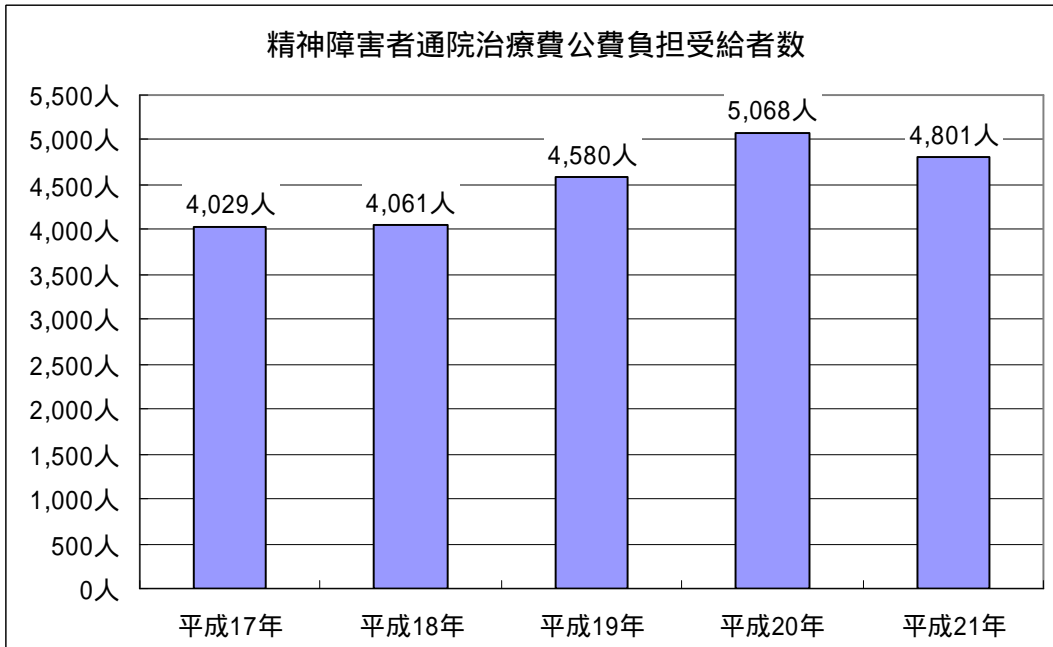
数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（平成22年3月31日現在）



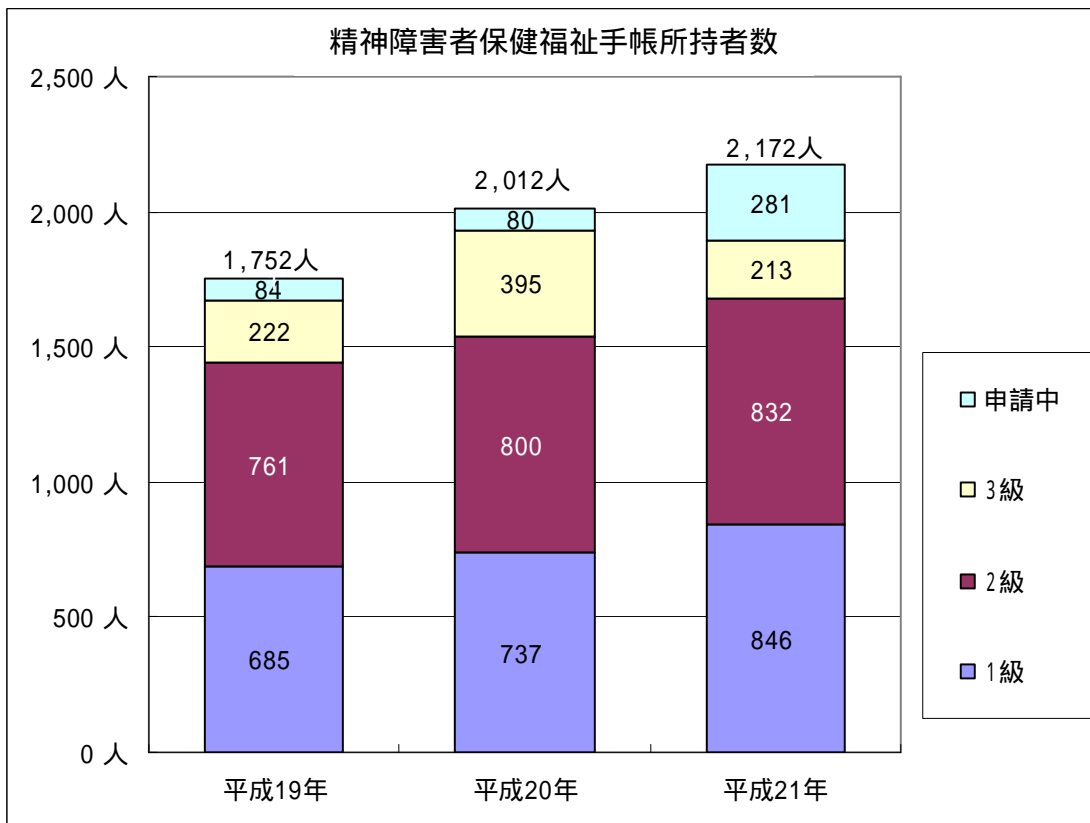
数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（平成22年3月31日現在）



数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年3月31日現在）



数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年3月31日現在）



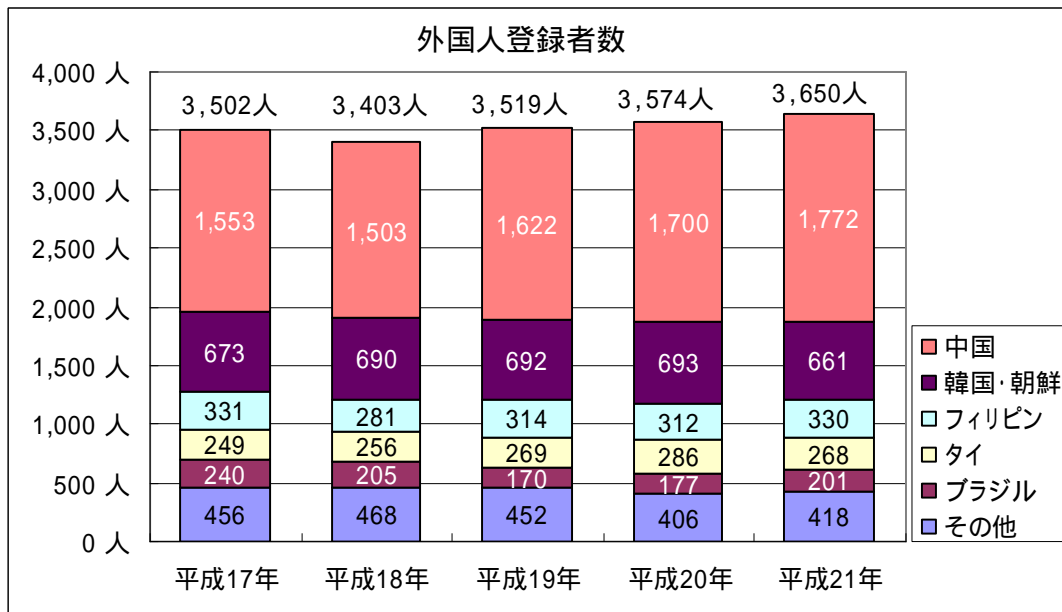
数値は、長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年3月31日現在）

(5) 外国人登録者の状況

外国人登録者は、平成 21 年 9 月 30 日現在で 3,650 人（旧信州新町、旧中条村を含む。）で、総人口の約 1%にあたります。外国人登録者数は、年々減少傾向にありましたが、平成 18 年を境にして増加に転じました。

国籍（出身地）別には、中国が最も多く 1,772 人、以下、韓国・朝鮮 661 人、フィリピン 330 人、タイ 268 人、ブラジル 201 人と続き、これらの国で外国人登録者全体の約 88%を占めています。

なお、外国人登録者の約 4 分の 1 にあたる 927 人は、今後も引き続き日本で暮らすために永住許可を得ている人達です。



長野市、旧信州新町、旧中条村の合算値（各年 9 月 30 日現在）

2 地域福祉課題

(1) 長野市民の地域福祉に関わる意識の現状

～平成21年度「まちづくりアンケート調査」の結果から～

<調査の概要>

- 1 調査目的 長野市民の地域福祉に関する意識および地域特性を把握し、地域福祉計画策定のための基礎資料とする。
- 2 調査対象 市内（旧信州新町、旧中条村は含みません。）在住の20歳以上の男女
- 3 調査事項及び調査の方法

(1) 調査事項

- ア 近所づきあいの程度（近隣関係）
- イ 社会的支援を担う意識（社会的支援意識、地域福祉観）
- ウ 家族における福祉サービス利用の関係性（回答者基本属性）
- エ 社会的支援を受ける意識（被社会的支援意識）
 - ・ 現実的想定
 - ・ 理想的選択、希望
- オ 福祉ボランティア活動参加意向（「共助的」支援意識）

(2) 標本の抽出

住民基本台帳（平成21年10月16日現在）からの等間隔無作為抽出

(3) 標本総数

5,000人

(4) 調査方法

返信用封筒を同封した、質問票送付によるアンケート調査方式

（この調査は、市広報広聴課が行った「まちづくりアンケート」の中で、産業振興や消費生活相談など他の4項目のテーマとともに実施しました。）

(5) 調査期間

平成21年11月16日（月）から11月30日（月）まで

4 回収結果

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 有効（送達）標本数 | 5,000 通 |
| (2) 無効（未送達、返送）標本数 | 0 通 |
| (3) 回収標本数 | 3,420 通 |
| (4) 回収率 | 68.4% |

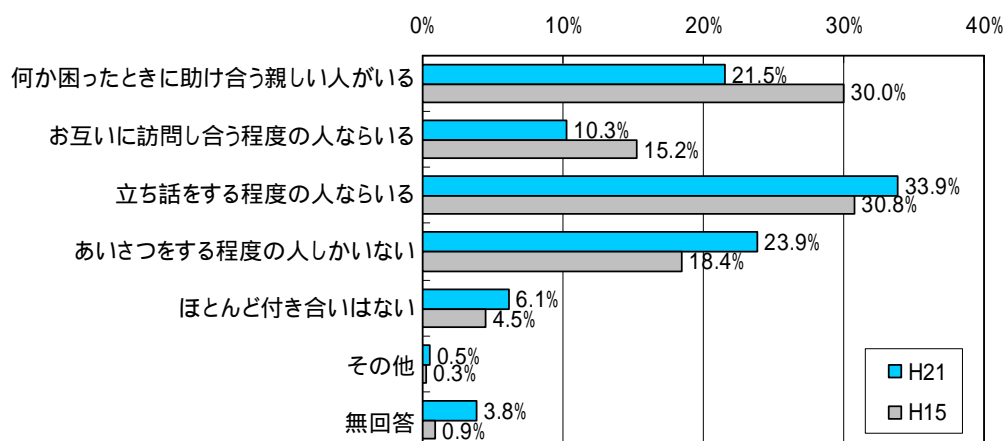
5 集計方法

電子計算機による集計（委託）

< 調査の結果 >

近所づきあいの程度 ～地域コミュニティにおける希薄さが表れる～

問1 あなたは、近所の人たちとどの程度の付き合いをしていますか。次の中から最も当てはまるものを1つだけ選んで をしてください。



「近所の人たちとの付き合いの程度」については、「立ち話をする程度の人ならいる(33.9%)」、続いて「あいさつをする程度の人しかいない(23.9%)」の順となった。

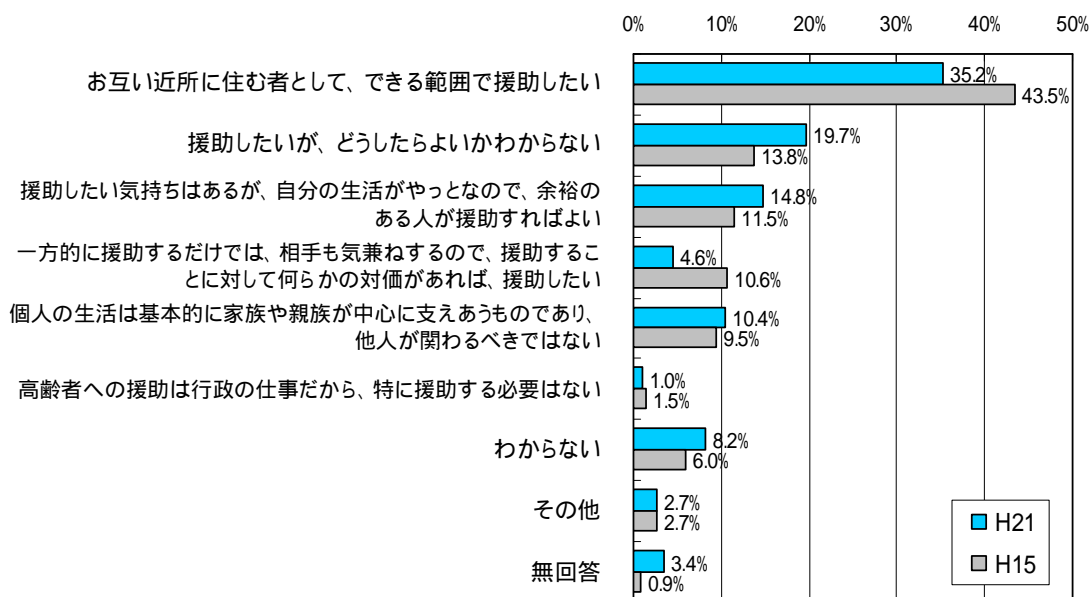
平成15年度に行った調査結果と比較すると、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と回答した人が前回30.0%から今回21.5%に減少(8.5%)、「お互いに訪問し合う程度の人ならいる」と回答した人が前回15.2%から今回10.2%に減少(5.0%)した。

一方で、「ほとんど付き合いはない」と回答した人は前回4.5%から今回6.1%に増加(1.6%増)、「あいさつをする程度の人しかいない」と回答した人は前回18.4%から今回23.9%に増加(5.5%増)した。

前回調査から6年を経過し、近所付き合いがより希薄になったことが表れる結果となった。

社会的支援を担う意識 ～「できる範囲で援助」8.3%減～

問2 もしあなたの近所に、ひとり暮らしの高齢者や、寝たきりの高齢者がいる家族がお住まいの場合、あなたはどのように考えますか。次の中からあなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでしてください。

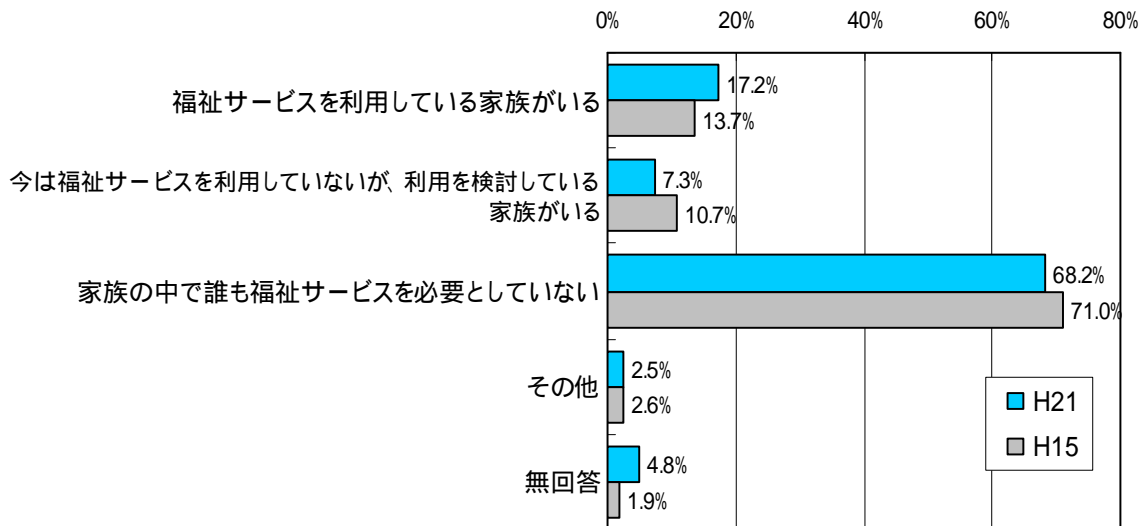


「ひとり暮らしの高齢者や、寝たきりの高齢者がいる家族への援助」については、「お互い近所に住む者として、できる範囲で援助したい（35.2%）」、続いて「援助したいが、どうしたらよいかわからない（19.7%）」、「援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので、余裕のある人が援助すればよい（14.8%）」の順になっている。

平成15年度に行った調査結果と比較すると、「お互い近所に住む者として、できる範囲で援助したい」と回答した人が前回43.5%から今回35.2%に減少（8.3%）した。一方で、「援助したいが、どうしたらよいかわからない」と回答した人が前回13.8%から今回19.7%に増加（5.9%増）、「援助したい気持ちはあるが、自分の生活がやっとなので、余裕のある人が援助すればよい」と回答した人が前回11.5%から今回14.8%に増加（3.3%増）した。

福祉サービスの利用 ～「利用している」3.5%増～

問3 現在、あなたを含め、ご家族の中に、福祉サービス（保育所や介護などのための福祉施設への通所や入所、また、ヘルパーが自宅を訪問して提供するサービスなど）を利用している人がいますか。次の中から1つだけ をしてください。



「家族の福祉サービスの利用状況」については、「家族の中で誰も福祉サービスを必要としていない（68.2%）」、続いて「福祉サービスを利用している家族がいる（17.2%）」、「今は福祉サービスを利用していないが、利用を検討している家族がいる（7.3%）」の順になっている。

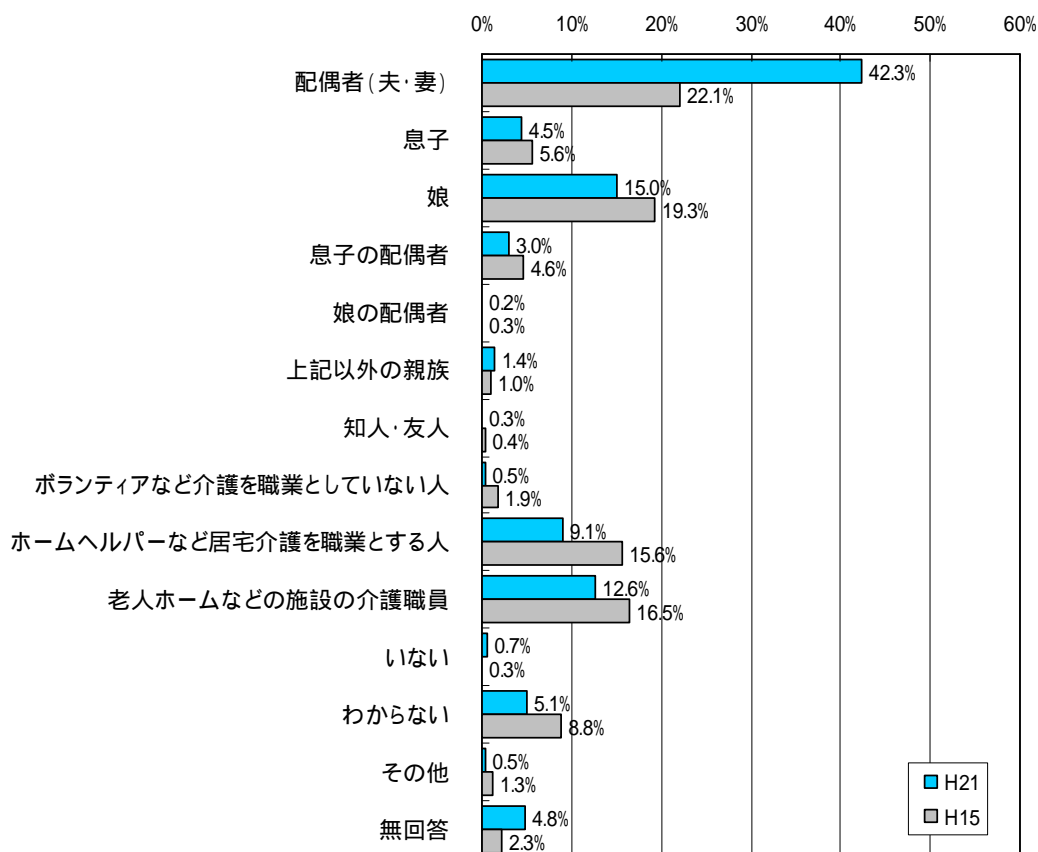
平成15年度に行った調査結果と比較すると、「福祉サービスを利用している家族がいる」と回答した人が前回13.7%から今回17.2%に増加（3.5%増）した。一方で、「今は福祉サービスを利用していないが、利用を検討している家族がいる」と回答した人が前回10.7%から今回7.3%に減少（3.4%減）、「家族の中で誰も福祉サービスを必要としていない」と回答した人が前回71.0%から今回68.2%に減少（2.8%減）した。

将来のお世話 ～理想は「配偶者」、現実には「ヘルパー」や「施設職員」も～

問4 もしあなたが将来寝たきりになったら、主に誰に世話をしてもらおうことになりそうですか。
次の中から「理想的な選択」と「現実的な選択」を1つずつ選び、回答欄にそれぞれ番号をお書きください。

【理想的な選択】

【全体】

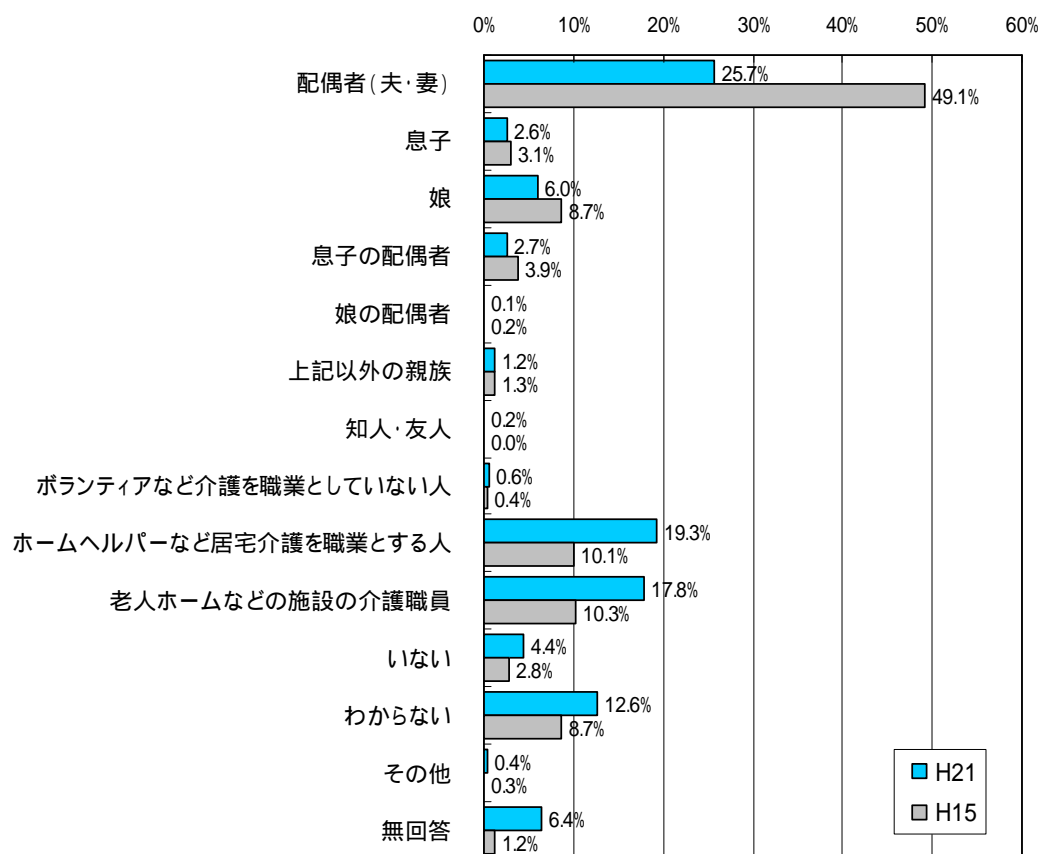


「将来寝たきりになったら、主に誰に世話をしてもらおうか」について、「理想的な選択」としては、「配偶者(夫・妻)(42.3%)」続いて「娘(15.0%)」、「老人ホームなどの施設の介護職員(12.6%)」の順になっている。

平成15年度に行った調査結果と比較すると、「配偶者(夫・妻)」と回答した人が前回22.1%から今回42.3%に大幅に増加(20.2%増)、「娘」と回答した人が前回19.3%から今回15.0%に減少(4.3%)、「老人ホームなどの施設の介護職員」と回答した人が前回16.5%から今回12.6%に減少(3.9%)した。

【現実的な選択】

【全体】



「将来寝たきりになったら、主に誰に世話をしてもらおうか」について、「現実的な選択」としては、「配偶者(夫・妻)(25.7%)」、続いて「ホームヘルパーなど居宅介護を職業とする人(19.3%)」、「老人ホームなどの施設の介護職員(17.8%)」の順になっている。

「理想的な選択」では、「配偶者(夫・妻)」という回答が42.3%であったが、「現実的な選択」としては25.7%に減少(16.6%)している。一方で、「ホームヘルパーなど居宅介護を職業とする人」、「老人ホームなどの施設の介護職員」と回答した割合は、「理想的な選択」よりも「現実的な選択」の回答割合が多くなっている。

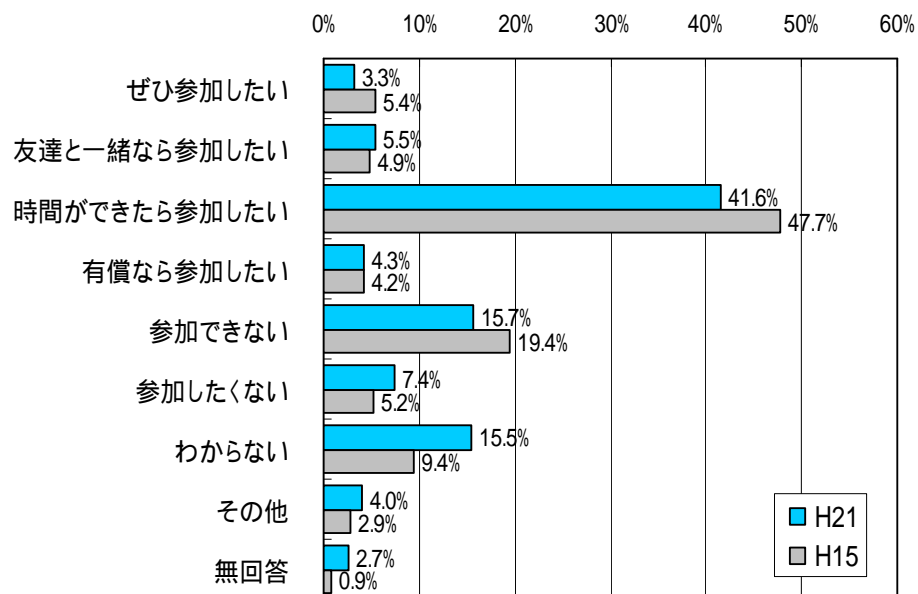
平成15年度に行った調査結果と比較すると、「配偶者(夫・妻)」と回答した人が前回49.1%から今回25.7%に減少(23.4%)した。一方で「ホームヘルパーなど居宅介護を職業とする人」と回答した人が前回10.1%から今回19.3%に増加(9.2%増)、「老人ホームなどの施設の介護職員」と回答した人が前回10.3%から今回17.8%に増加(7.5%増)した。

男女別でみると、「理想的な選択」の場合と同様に、「配偶者(夫・妻)」と回答した割合は「男性」の方が多く、「娘」と回答した割合は「女性」の方が多くなっている。

年代別にみると、「理想的な選択」の場合と同様に、「わからない」という回答は年代が低くなるにつれ多くなっている。

ボランティア活動 ～「参加したい」7.5%減～

問5 あなたは、福祉に関するボランティア活動に参加したいと思いますか。次の中から、あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んで をしてください。



「福祉に関するボランティア活動への参加」については、「時間ができたら参加したい (41.6%)」、続いて「参加できない (15.7%)」、「わからない (15.5%)」の順になっている。

平成15年度に行った調査結果と比較すると、「ぜひ参加したい」、「友達と一緒に参加したい」、「時間ができたら参加したい」、「有償なら参加したい」と回答した人(参加したい人)の合計割合は、前回調査が62.2%だったのに対し、今回調査では54.7%となり、前回の回答割合を7.5%下回った。

一方で、「参加したくない」と回答した人は前回5.2%から今回7.4%に増加(2.2%増)した。

<まとめ>

上記の調査結果から、地域福祉を推進していくためには、福祉関係施策の充実が当然のこととして、このほか、近隣関係の醸成や、「支える意識」、「支えられる意識」の向上、そして、福祉ボランティア活動の促進などが課題となり、これらへの総合的な取り組み、環境・体制の整備が求められているといえます。

(参考) 住み良い長野市をつくるため、特に力を入れてほしい施策(平成 21 年度まちづくりアンケートより)

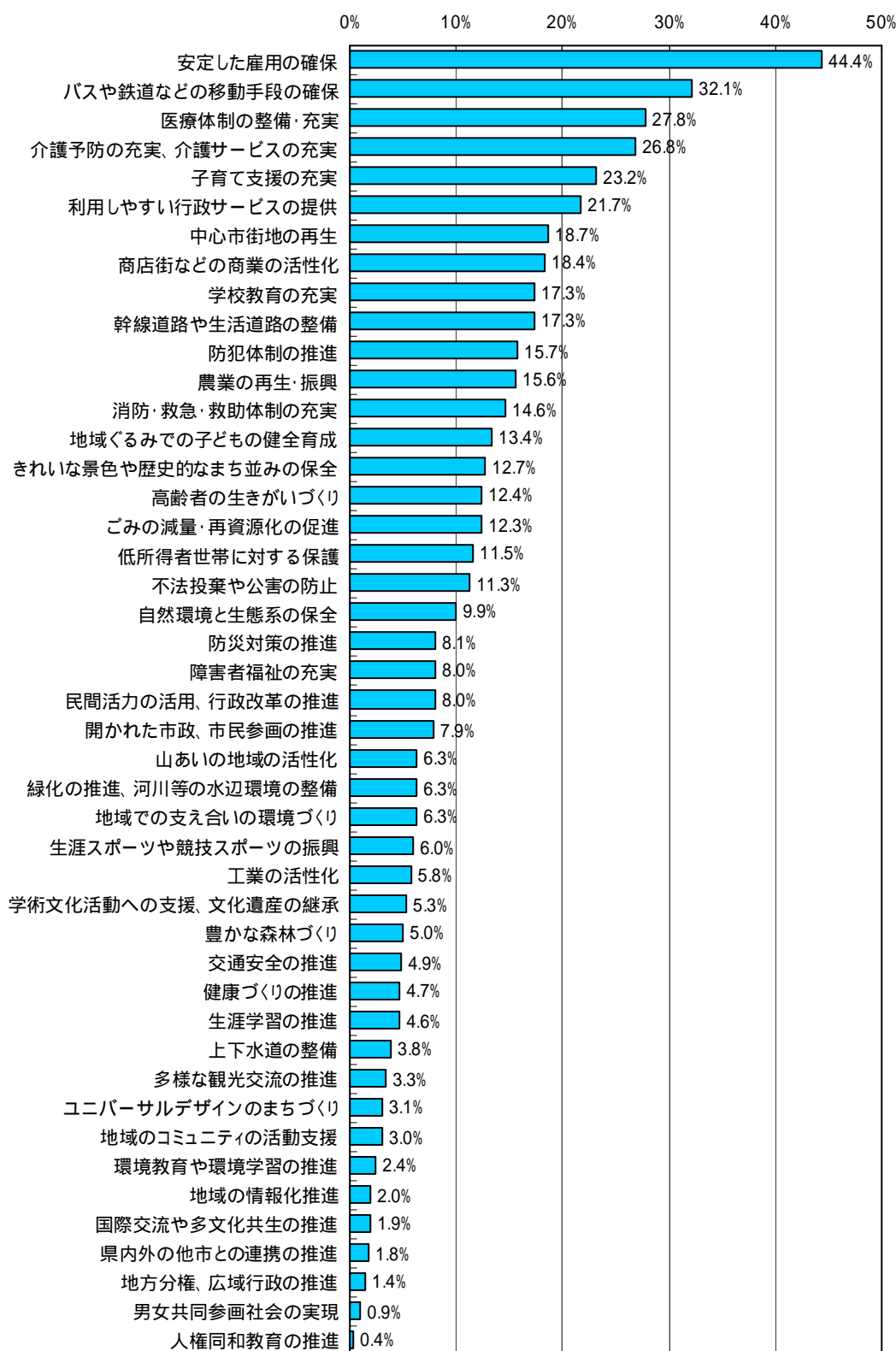
「住みよい長野市をつくるため、特に力を入れるべきだと思う施策」としては、「安定した雇用の確保」が本年度のトップとなった。昨年度も急激な雇用情勢の悪化を反映して第 2 位だったが、なかなか改善が見られない厳しい雇用環境を表していると考えられる。

第 2 位は、昨年度 6 位の「バスや鉄道などの移動手段の確保」となった。地域公共交通の活性化に対する市民の関心の高まりが感じられる。

平成 19 年度から連続してトップだった「医療体制の整備・充実」は、本年度第 3 位となったが、第 4 位の「介護予防の充実・介護サービスの充実」、第 5 位の「子育て支援の充実」とあわせ、依然として福祉・健康分野に対する市民の関心の高さが伺える。

なお、昨年度第 7 位の「ごみの減量・再資源化の促進」は、本年度は第 17 位に下がった。平成 21 年 10 月に「家庭ごみの有料化制度」が導入されたが、概ね順調なスタートを切ったことが評価されているものと考えられる。

このほか、「中心市街地の再生(第 7 位)」や「幹線道路や生活道路の整備(第 10 位)」といったまちづくりや都市基盤の整備に対する優先度が昨年度と比べて高くなっている。



3 計画策定組織

(1) 地域福祉専門分科会

開催経過

第1回 平成21年6月1日(月)	長野市地域福祉計画の進行管理・評価について 第二次長野市地域福祉計画の策定について
第2回 平成22年1月20日(水)	長野市地域福祉計画の進行管理・評価について 第二次長野市地域福祉計画策定の進捗状況について
第3回 平成22年6月1日(火)	長野市地域福祉計画の進行管理・評価について 第二次長野市地域福祉計画策定の進捗状況について
第4回 平成22年12月27日(月)	計画素案について
第5回 平成23年3月28日(月)	パブリックコメントの結果について 計画書の普及版について

長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会名簿

氏名	役職等
新井厚美	長野県高齢者生活協同組合事務局長
伊藤篤志	長野市民生児童委員協議会会長
内山二郎	長野市ボランティアセンター運営委員会委員長
金児璋	長野市ボランティア連絡協議会副会長
香山篤美	社会福祉法人湖会理事長
酒井重雄	長野市立公民館連絡協議会会長
鈴木雅人	社会福祉法人信濃の星常務理事
福沢達雄	第四地区住民自治協議会会長
三井経光	長野市議会議長
村田周造	長野市社会福祉協議会理事
山口光治	淑徳大学教授
吉沢小枝	北信外国人医療ネットワーク
若狭清史	公募委員

会長 副会長

(2) 市民企画作業部会

開催経過

第 1 回市民企画作業部会 平成 21 年 1 月 30 日(月)	計画の策定体制及び部会の概要説明 部会のあり方の検討
第 2 回市民企画作業部会 平成 21 年 1 月 24 日(月)	3 分科会の編成 ワークショップによる大項目ごとの課題の検討・整理
*この間 幹事会による 3 分科会の活動方針、部会開催計画等の検討	
第 3 回市民企画作業部会 平成 22 年 2 月 10 日(水)	現状施策・取り組みの把握(確認) 3 分科会の活動方針の決定
*この間 3 分科会による現状施策・取り組みの把握確認 幹事会による分科会活動進行状況の調整	
第 4 回市民企画作業部会 平成 22 年 3 月 25 日(木)	各分科会の進行状況の共有等
*この間 3 分科会による現状の施策・取り組みの評価 幹事会による分科会活動進行状況の調整	
第 5 回市民企画作業部会 平成 22 年 4 月 22 日(木)	各分科会の進行状況の共有等
*この間 3 分科会による施策・取り組みに係る今後の方向性の検討	
第 6 回市民企画作業部会 平成 22 年 5 月 21 日(金)	各分科会の進行状況の共有等 施策・取り組みに係る今後の方向性の検討
第 7 回市民企画作業部会 平成 22 年 8 月 30 日(月)	第 4 章、第 5 章の確認
この間 3 分科会による現在の取り組み状況とその課題の確認、 計画に盛り込む施策の検討 幹事会による各分科会検討結果、計画の枠組み等の検討	
第 8 回市民企画作業部会 平成 22 年 10 月 7 日(木)	全体を通じて共通認識すべき視点等の確認 今後の素案作成体制の検討 3 分科会による計画原案の検討
この間 3 分科会による計画に盛り込む施策・重要な視点の確認、 不足する施策・取り組みの検討 幹事会による計画骨子等の検討	
第 9 回市民企画作業部会 平成 22 年 11 月 11 日(木)	計画原案の検討

この間 幹事会による第4章、第5章の再検討

第10回市民企画作業部会 平成22年12月6日(月)	計画原案の検討
-------------------------------	---------

この間 幹事会による計画素案の検討

第二次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会名簿(五十音順、敬称略)

氏名	参考事項(福祉に関わる経験等)
青木とし江	元柳原地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
新井厚美	長野県高齢者生活協同組合事務局長
安藤健一	清泉女学院短期大学幼児教育科
井川祥子	(社)日本地域科学総合研究所研究員、米国ソーシャルワーカー
石巻千恵美	吉田地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
今井克明	長野商工会議所 専務理事
今井龍介	長野市立若穂中学校校長
内山二郎	長野市ボランティアセンター運営委員会委員長
海野悦子	若槻地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
大井岳子	若穂ボランティアグループ、若団福祉会
太田秋夫	古里地区住民自治協議会ふるさとづくり委員会
片岡美也子	介護老人保健施設コンフォート岡田支援相談員
金児璋	長野市ボランティア連絡協議会副会長
釜田秀明	長野市医師会常務理事
小林和子	信里新聞つくる会、民生主任児童委員・子どもプラン
小林久美子	信更地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
小林志づ子	認知症サポーター
小林眞	長野地区保護司会 常任理事
駒村和文	長野市社会事業協会地域生活支援室次長
込山哲也	ボランティア市民活動支援ネットワーク・ソニー生命
小宮山直道	長野女子短大教授
小山咲美	更北地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
小山多恵子	障害ふくしネット
桜井修自	元松代地区社会福祉協議会
佐藤恵子	障害ふくしネット、相談支援専門員

清水 敏	障害ふくしネット
鈴木 雅人	障害ふくしネット(信濃の星常務理事)
高島 利子	柳原地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
田島 守	知的障害者育成会役員
塚田 玲子	宅老所 やまや
寺沢 小百合	長野市議会議員
長坂 平和	グループホームコスモスさいなみ
仲條 幸恵	障害ふくしネット
中村 美恵子	絆の会地域活動支援センター皆神ハウス施設長
中本 佳代子	NPO法人人権センターながの
長谷川 忠男	公募委員
福沢 達雄	第四地区住民自治協議会会長
堀内 美貴	芹田地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
宮下 弥子	七二会地区社会福祉協議会地域福祉ワーカー
湯田 美明	長野県社会福祉協議会地域福祉推進課
吉澤 香代子	読み聞かせ活動・アドバイザー
吉澤 小枝	北信外国人医療ネットワーク
依田 和子	公募委員
若狭 清史	地域福祉専門分科会公募委員

部会長 副部会長

第二次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会要綱

(設置)

第1 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく第二次長野市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たって必要な事項を調査し、及び検討するため、第二次長野市地域福祉計画策定市民企画作業部会(以下「市民企画作業部会」という。)を置く。

(任務)

第2 市民企画作業部会は、次に掲げる事項を調査し、及び検討する。

- (1) 市内の福祉課題に関すること。
- (2) 計画の素案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3 市民企画作業部会は、部会員50人以内で組織する。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本市の地域福祉推進に関心のある者

(2) 市内で社会福祉に関する事業又は活動に従事している者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 部会員の任期は、平成23年3月31日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5 市民企画作業部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、会務を総理し、市民企画作業部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 市民企画作業部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席部会員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

3 市民企画作業部会は、部会長が必要と認めるときは、事案に関係ある者の出席を求め意見を聴くことができる。

(分科会)

第7 部会長は、必要があると認めるときは、市民企画作業部会に分科会を置くことができる。

2 分科会に幹事と副幹事を置き、分科会構成員の互選によりこれを定める。

3 幹事は、会務を総理し、分科会を代表する。

4 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故があるときは、その職務を代理する。

5 分科会は、幹事が必要と認めるときは、事案に関係ある者の出席を求め意見を聴くことができる。

(幹事会)

第8 市民企画作業部会に分科会を置いたときは、市民企画作業部会に幹事会を置く。

2 幹事会は、部会長、副部会長及び幹事によりこれを構成する。

3 幹事会は、分科会相互の調整を図り、分科会の活動を検討する。

(庶務)

第9 市民企画作業部会の庶務は、保健福祉部厚生課が行う。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

4 社会福祉法(抜粋)

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活

動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

用語解説

あ

アスペルガー症候群

自閉症と同様の、他者との関係の障害やこだわりがみられるが、知的障害を伴わず、言語的発達も良好であるものをいう。脳機能の障害に起因して、その症状が通常低年齢において現われる広汎性発達障害に分類される。

インフォーマルサービス

公的制度に基づいた社会福祉サービス（フォーマルサービス）に対して、近隣や地域社会、ボランティア等が行う制度によらない福祉活動等のこと。

A D H D（注意欠陥多動性障害）

脳の障害のために、注意散漫・集中困難、衝動性、多動性などの特徴を示し、社会的活動や学業に支障をきたす障害。

N P O

Non-Profit Organization の略で、市民が自発的につくったボランティア団体や市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。そのうち、特定非営利活動促進法により認証されたものを NPO 法人（特定非営利活動法人）という。

か

協働

異なる環境にあるものや異なる考え方をを持ったものが、お互いを理解し合い、対等な立場で、共通の目的に対して、期限を決めて協力して活動すること。

ケアマネジメント

利用者の立場に立って本人や家族のニーズを的確に把握し、適切な社会資源と結びつけるため、ケアの基本方針となるケアプランをつくり援助活動を実行していく仕組み。

高次脳機能障害

一般的に、頭部外傷、脳血管障害などによる脳の損傷の後遺症等により生じた、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害を主とする「高次脳機能」の障害をいう。

高機能自閉症

脳の発達障害が原因とされており、3歳位までに生じ、他者との関係づくり、コミュニケーション、こだわりの領域で障害がみられるもの。通常の自閉症は知的障害を伴うが、高機能自閉症は知的障害を伴わず、知能指数（IQ）がかなり高い者もいるという特徴がある。

コミュニティービジネス

地域住民等が主体となって、地域の抱える課題をビジネスの手法を活用しつつ、それらを解決して行く事業活動。

コミュニティーワーク

地域社会が人々の生活に影響を及ぼす点に着目し、多様な生活課題に対応できるよう、

同じ地域社会に生活する個人や集団の相互作用を増進させたり、資源、サービス、参加機会をつくるなど、地域社会の力を強める多彩な方法を指す。

さ

スクールカウンセラー

学校で、児童生徒、保護者の相談に応じて、指導助言する臨床心理の専門家。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの中で、自分で十分に判断することができない人を法的に保護する制度。保護の類型は、本人の能力の程度に応じて「後見」のほか「保佐」「補助」に分かれる。

た

DV（ドメスティック・バイオレンス）

英語の「domestic violence」（ドメスティック・バイオレンス）の略称。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には、夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれる暴力、という意味で使用される。

な

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの中で、自分で十分に判断することができない人のために、福祉サービスの利用などを独力で行うことが困難な人を対象とする支援事業。県社会福祉協議会などが実施主体となり、利用者と契約を結んだうえで、必要とされる支援（福祉サービスの利用手続きの代行や金銭管理の請負など）を行う。家庭裁判所での審判を必要とする成年後見制度と比べて、より簡便な手続きで日常的な支援を受けることができる特徴がある。

認知症

「痴呆（ちほう）」に替わる用語。「痴呆」という言葉が侮蔑的な意味を伴う表現であることなどから、平成16年12月に厚生労働省により改められた。

は

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において現われるものを包括して発達障害という。従来、発達障害は福祉制度の対象外であったが、このような障害を有する人たちに対し、その心理機能の適正な発達を支援し、円滑な社会生活を促進することを目的に、発達障害者支援法が制定され平成17年4月から施行された。

バリアフリー

障害のある人や高齢者などが日常生活を送る上で、段差などの物理的な障壁（バリア）をはじめ、社会的、制度的、心理的に障害となるものを除去すること。

福祉推進員

小地域における住民を主体とした福祉ネットワーク活動を進めるため、社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地域住民を住民自治協議会が委嘱している。40～50世帯に一人

の割合で配置され、各地区の住民自治協議会に所属して地域の活動を行うこととされている。

福祉文化

社会福祉にまつわる、地域住民の活動や意識などにより構成されるそれぞれの地域に特有の個性的な文化のこと。それは、生活を保障する意味だけではなく、生活の質を高めていくことをめざし、住民の積極的、主体的な参加を通じて、福祉に対する関心と理解を深めることにより創造される。

福祉マップ

障害者や高齢者が外出する際に役立つ情報を記載した地図。例えば、車椅子で利用できる施設やバリアフリーの状況、エレベーター・点字ブロック・障害者用トイレの有無などについて表示する。また、住民が日常的に助け合えるようにするための必要な情報を得るために、住民のふれあいや助け合いの状況を表示する地図もある。

や

要約筆記

聴覚障害者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。内容すべてを話す速さに合わせて文字化することはできないことから、要約して筆記する。手話を使いこなすことができない聴覚障害者への情報伝達手段として必要性が高まっている。